

**富山県飲食業生活衛生同業組合をはじめとした飲食店と連携した
「すし」とのタッチポイント拡大業務仕様書**

1 委託事業の名称

富山県飲食業生活衛生同業組合をはじめとした飲食店と連携した「すし」とのタッチポイント拡大業務

2 委託業務の目的

県内飲食店において、「すし」をテーマにした新たな飲食体験を提供するため、従来の「寿司の技法や見た目を活かした別ジャンルの独自のメニュー」を開発・提供を促し、消費者との「すし」との接点（タッチポイント）拡大、「寿司といえば富山」の認知度向上を図るもの。

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）

4 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

（1）県内飲食店における「すし」とのタッチポイント拡大に関すること

① 参画店の掘り起こしに関すること

ア 富山県飲食業生活衛生同業組合とも連携し、本事業に参画いただける県内の飲食店の掘り起こし、参画を促すこと。

イ 参画を促すにあたり、飲食店への働きかけや訪問、連絡などを主体的に行うこと。
参画店の掘り起こしについては、話題性に繋がり、「寿司といえば、富山」の認知度向上に繋がるよう取り組みを行うこと。（富山県飲食業生活衛生同業組合加盟店以外の飲食店へ働きかけを行うことは妨げない）

② 独自のメニュー開発に関すること

ア 独自のメニュー開発にあたり、メニューを通じて、従来の寿司の技法や見た目を活かしながら、富山の暮らしや食文化、風土、歴史など伝えることができるよう条件定義の設定を県と協議のもと行うこと。

イ 飲食店において、アで設定した条件を満たす新たな飲食体験を提供するための独自メニュー開発の支援を行うこと。

ウ 独自のメニュー開発については、事前にアで定めた条件を満たす事業者に限り、事業者あたり2万円～5万円（税込）をレシピ開発費として支払いを行うこと。（レシピ開発費合計で60万円（税込）を見込むこと）

富山県飲食業生活衛生同業組合加盟店に対しては、組合に対し、一括してレシピ開発費の支払いを行うものとする。

エ 「参画事業者、店舗名、メニュー、メニューの訴求ポイント、価格など」を項目として参画事業者情報の取りまとめを行うこと。

③ 飲食店での「寿司といえば、富山」のPRに関すること。

ア ②により開発した「独自のメニュー」について消費者に訴求ができるような写真をメニューごとに撮影を行、納品すること。

イ 参画飲食店において汎用的に活用ができる「メニュー表」のフォーマット（A4 サイズのデザインを作成すること。

ウ 「メニュー表」については、下記の内容を満たし、各店ごとのメニューフォーマットをデータで納品すること。

（ア） 「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトの趣旨や「富山のすしがなぜ美味しいか」といった点や「寿司」を入口にした富山の暮らしや食文化、風土、歴史などの魅力を伝えることができるもの

（イ） 各飲食店の店名、メニュー写真や価格、訴求ポイントの情報を各店ごとにはめ込むことができるもの

④ 県内飲食店における「すし」とのタッチポイント拡大に係る情報発信について

ア ②で取りまとめを行い、③で撮影した写真等も使用し、事業の趣旨と利用促進に繋がる特設サイトを設定すること。

イ 特設サイトについては、富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」の「特集」フォーマットを使用することを想定し、作成すること。

(<https://www.info-toyama.com/stories>)

ウ 取材、原稿作成、入稿（校正作業も含む）及びこれらに関する各種調整までを行うこと。

エ 「とやま観光ナビ」管理画面より入稿、編集作業を行うこと（写真だけでなく段落途中に動画を加えることも可能）

オ タイトルやページ構成など SEO 対策に効果的となるよう、文字や構成等を工夫すること。

カ 富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」内のページ集客力がある既存コンテンツ（特集／スポット・体験／イベント等）ページから、作成する特設ページへの集客を図ることができる工夫・方法についても提案をすること。

キ ターゲットを県内と県外に分けて、本事業を訴求する方法を提案すること。

ク デジタル広告を実施する場合は、下記の内容を踏まえ提案すること。

（ア） 広告は、縦型動画広告の手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。ターゲットを元にカスタマージャーニーを設定し、掲出プラットフォーム、広告種別、その組み合わせ方法、経費配分、運用方法や運用スケジュール

ル等は提案すること。

- (イ) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (ウ) 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県ブランディング推進課に協議すること。
- (エ) 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、報告書としてとりまとめを行い、県ブランディング推進課に報告すること

(2) 目標値（K P I）の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) その他

- ・仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- ・事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。

5 成果物

本業務の結果について、事業実績報告書を作成の上、県に提出すること。

6 その他業務実施上の条件

- ・受託者は、関係法令を遵守すること。
- ・受託者は、本業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・受託者は、必要に応じて適宜、委託者と打合せを行うこと。
- ・本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。